

新潟県条例第 号

新潟ユニオンプラザ条例の一部を改正する条例

新潟ユニオンプラザ条例（平成8年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

		改正後		改正前	
別表（第8条、第15条関係）					
(1) 多目的ホールの使用料					
使用時間		使用料(円)		使用料(円)	
入場料を徴収しない場合		入場料が3,000円未満の場合	入場料が3,000円以上5,000円未満の場合	入場料が3,000円未満の場合	入場料が3,000円以上5,000円以上の場合
		23,000	32,000	27,600	31,600
平日	午前	25,000	37,000	21,700	31,600
	午後	34,000	50,000	29,800	42,800
	夜間	36,000	53,000	32,100	45,900
	全日	86,000	125,000	75,300	108,100
日曜日、土曜日及び祝日	午前	37,000	54,000	32,600	47,400
	午後	50,000	72,000	43,800	62,900
	夜間	54,000	78,000	47,100	68,300
	全日	129,000	187,000	112,900	162,100
(2) 会議室、研修室等の使用料					
区分	使用時間	使用料(円)		使用時間	使用料(円)
大 研 修 室	午前	22,000		午前	19,100
	午後	29,300		午後	25,500
	夜間	25,600		夜間	22,300
	全日	69,200		全日	60,200
大 会 議 室	午前	19,100		午前	16,600
	午後	25,300		午後	22,000
	夜間	22,200		夜間	19,300
	全日	59,800		全日	52,000
(2) 会議室、研修室等の使用料					
区分	使用時間	使用料(円)		使用時間	使用料(円)
大 研 修 室	午前	22,000		午前	19,100
	午後	29,300		午後	25,500
	夜間	25,600		夜間	22,300
	全日	69,200		全日	60,200
大 会 議 室	午前	19,100		午前	16,600
	午後	25,300		午後	22,000
	夜間	22,200		夜間	19,300
	全日	59,800		全日	52,000

	分割使用(西側)	午前 午後 夜全	前後 間日	10,700 14,300 12,500 33,800
	分割使用(東側)	午前 午後 夜全	前後 間日	12,500 16,800 14,600 39,600
中 研 修 室	全面使用	午前 午後 夜全	前後 間日	17,000 22,700 19,800 53,500
	分割使用(南側)	午前 午後 夜全	前後 間日	9,300 12,400 10,800 29,300
	分割使用(北側)	午前 午後 夜全	前後 間日	10,200 13,600 12,000 32,200
小 研 修 室	1	午前 午後 夜全	前後 間日	6,800 8,900 7,800 21,200
	2	午前 午後 夜全	前後 間日	8,300 11,100 9,600 26,100
小 研 修 室	3	午前 午後 夜全	前後 間日	8,200 11,000 9,600 25,900

	分割使用(西側)	午前 午後 夜全	前後 間日	9,320 12,400 10,900 29,400
	分割使用(東側)	午前 午後 夜全	前後 間日	10,900 14,600 12,700 34,400
中 研 修 室	全面使用	午前 午後 夜全	前後 間日	14,800 19,700 17,200 46,500
	分割使用(南側)	午前 午後 夜全	前後 間日	8,070 10,800 9,430 25,500
	分割使用(北側)	午前 午後 夜全	前後 間日	8,900 11,800 10,400 28,000
小 研 修 室	1	午前 午後 夜全	前後 間日	5,870 7,750 6,810 18,400
	2	午前 午後 夜全	前後 間日	7,230 9,640 8,380 22,700
小 研 修 室	3	午前 午後 夜全	前後 間日	7,120 9,530 8,380 22,500

小	研	修	室	4	午 午 夜 全	前 後 間 日	6,400 8,600 7,500 20,100
特	別	会	議	室	午 午 夜 全	前 後 間 日	15,900 21,000 18,400 49,800
介	護	実	習	室	午 午 夜 全	前 後 間 日	9,300 12,400 10,800 29,300
調	理	実	習	室	午 午 夜 全	前 後 間 日	6,800 8,700 7,700 20,800
講	師	控	室	午 午 夜 全	前 後 間 日	前 後 間 日	3,600 4,700 4,200 11,300
応	接	室	午 午 夜 全	前 後 間 日	前 後 間 日	前 後 間 日	4,800 6,200 5,500 14,800
楽	屋	1	午 午 夜 全	前 後 間 日	前 後 間 日	前 後 間 日	3,100 3,100 3,100 8,300
楽	屋	2	午 午 夜 全	前 後 間 日	前 後 間 日	前 後 間 日	3,100 3,100 3,100 8,300

小	研	修	室	4	午 午 夜 全	前 後 間 日	5,550 7,440 6,500 17,500
特	別	会	議	室	午 午 夜 全	前 後 間 日	13,800 18,300 16,000 43,300
介	護	実	習	室	午 午 夜 全	前 後 間 日	8,070 10,800 9,430 25,500
調	理	実	習	室	午 午 夜 全	前 後 間 日	5,870 7,550 6,700 18,100
講	師	控	室	午 午 夜 全	前 後 間 日	前 後 間 日	3,150 4,080 3,670 9,850
応	接	室	午 午 夜 全	前 後 間 日	前 後 間 日	前 後 間 日	4,190 5,350 4,820 12,900
楽	屋	1	午 午 夜 全	前 後 間 日	前 後 間 日	前 後 間 日	2,670 2,670 2,670 7,220
楽	屋	2	午 午 夜 全	前 後 間 日	前 後 間 日	前 後 間 日	2,670 2,670 2,670 7,220

和	室	午	前	和	午	前
		午	後		午	後
		夜	間		夜	間
		全	日		全	日
				3,400		2,930
				4,500		3,880
				4,000		3,450
				10,600		9,220
(略)				(略)		

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和6年11月1日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

